

皆さん、こんにちは。地区生活支援員の籠田です。地区内を歩きながら「〇〇町会見回ってまーす」と言うと、農作業をされている方が手を止めて、「お疲れ様だねえ、今日はどのくらい歩いた？」とお困りごと以外にも、いろいろなお話をしてくださいます。



町会歩きで、よく草取りや畑作業でお会いするMさん。草取りが趣味。「本当はバラスがほしいけど高いから」ということで、ある日素敵な緑の絨毯になっていました。すべてご自分のアイディアを基に庭作りされています。『私は今も二十歳のつもりだよ』（80代・女性）

「ナスは習性として根に酸素が必要であり、ナスを植えるには下に藁の堆肥を入れて根がいくようにするんだ。“生きるは祈る”。入山辺で生きることは誇り。祖先からの地域を守っているんだ…。」

知識と思い出が豊富なKさん。山葵や山菜の自生する畑での作業に毎日精を出されています。（90代半ば・男性）



加工した角材を上下に隙間なく組み合わせた高度な技巧をお持ちのNさん。大阪城でも使われている継手の技を再現されています！ペットボトルに入ったモミの種は、どうやって中に入れたか分かりますか～？

「庭は生きているから教えてもらうことがたくさんある」と仰るKさん。この日はご自分で作られた明るい洋服を着て、手入れの行き届いた庭を眺めながら、「入山辺の風を独り占めしている気分なの。明日の風には新しい発見がある」と、なんともポエム😊カタチのない想いをうけとり、皆さんにお届けすることを喜んでらっしゃいました。（90代女性）



いくつになっても一日一日がとても充実されていて、身体だけでなく、想像力やイメージを働かせながら、庭づくりや作業を楽しまれている皆さん。入山辺のつながりが広がればよいと思いますので、また皆さんの元気な声をお届けします。



松本市社協生活支援員だより



【お問い合わせ】
入山辺地区
生活支援員 かごた
070-8802-5409

〈発行〉社会福祉法人 松本市社会福祉協議会 担当課 地域福祉課
〒390-0833 長野県松本市双葉4-16 松本市総合社会福祉センター ☎ 0263-27-3381 ☎ 0263-27-2239

福祉用具を使って安全・快適な毎日を

「福祉用具」とは、可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、貸与・販売される用具です。少しでも快適な日常生活上が送れるよう、家族の介護の負担軽減などを目的としています。指定事業者は利用者の心身の状況、希望、生活環境などを見ながら、適切な福祉用具を選ぶための援助・取り付け・調整などを行います。

【介護保険で利用できるサービス】

《レンタル》 指定事業者が、日常生活の自立支援や介護予防に役立つ福祉用具を貸し出します。利用者は費用の1割負担(所得で変動)となります。

【用具:車いす、歩行器、ベッドや床ずれ防止具、手すりやスロープ、徘徊探知機など】

《販売》 指定事業者が、衛生的に貸与できない福祉用具(入浴や排泄に用いる物)を

販売。購入費用の一部が支給されます。(条件・判断あり)

【用具:ポータブルトイレ、入浴補助具(いす、すのこ)、簡易浴槽など】

※介護保険は1ヵ月間の支給限度額があるため、他の介護サービスとの組合せに検討が必要です。

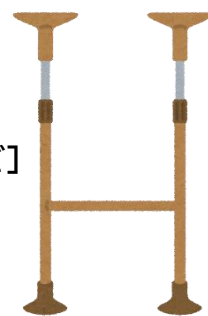
【介護保険外で利用できるサービス】

《福祉用具等リユースあっせん》

ご家庭で不要になった福祉用具等を譲渡したいという方と、これらを必要としている方への情報の橋渡しをします。

【用具:車いす、歩行器、手押し車、介護用ベッド、腰掛便座、入浴用いすなど】

(介護保険を受けていない方が対象・取り扱いは包括支援センター)



私たち地区生活支援員が所属している松本市社会福祉協議会では、以下のサービスを行っています。(お問合せ先: 27-3381)

【車いすの貸し出し】 対象者: 市内在住で歩行困難な方

- 無料で最長6か月の貸し出しが可能
- ケガなどで一時的に歩行が困難な場合などでも貸し出し対象

【福祉自動車の貸し出し】 対象者: 車椅子を必要とする方

- 車いすのまま乗車ができる車両の貸し出しをします。(要予約)
- 利用期間は最長2泊3日で1ヶ月3回まで



「借りたいけど、どうしたらいいの？」

「こんな場合でも借りられる？」など、いつでもお声掛けください。

裏面あります